

長野県総合防除計画



令和 7 年 10 月 長野県

目次

－ はじめに －	- 2 -
第1 総合防除の実施に関する基本的な事項	- 2 -
1 総合防除の実施方針	- 2 -
2 農薬の適正使用および危害防止対策	- 3 -
3 その他全体事項	- 4 -
第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	- 7 -
1 総論	- 7 -
2 普通作物	- 8 -
(1) いね	- 8 -
(2) むぎ	- 12 -
(3) 豆類	- 12 -
3 果樹類	- 14 -
4 野菜類	- 22 -
5 いも類	- 41 -
6 花き類	- 42 -
7 その他	- 44 -
第3 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項	- 47 -
1 異常発生時防除の内容	- 47 -
2 実施体制	- 48 -
第4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体 その他の農業に関する団体との連携に関する事項	- 48 -
1 推進体制	- 48 -
2 県関係機関・市町村、関係団体の役割	- 49 -
第5 その他必要な事項	- 49 -
1 総合防除計画の見直しに関する事項	- 49 -
2 指定有害動植物等の総合防除に関する参考資料	- 49 -

－ はじめに －

1 計画策定の趣旨

農作物を加害する有害動植物（以下、「病虫害」という。）及び雑草の防除は、農業における生産性や品質の向上、また、農作物の安定生産を維持するためには不可欠であり、営農活動の基本である。

一方、近年、温暖化等による気候変動を背景とした病虫害の発生量の増加や分布域の拡大、化学合成農薬に過度に依存した防除による薬剤抵抗性の発達等、病虫害及び雑草のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、病虫害の防除にあたっては、その発生及び増加の抑制、並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために、農薬の適正使用を推進し、かつ農薬に偏重せず、必要な措置を総合的に講じて行うこと（以下、「総合防除」という。）が重要である。県では、「第4期長野県食と農業農村振興計画（令和5年3月24日公表）」及び「長野県みどりの食料システム戦略推進計画（令和5年3月28日公表）」において、総合的病虫害・雑草管理の導入など過度に化学合成農薬に頼らない防除の取組みを推進することとしている。

そこで、本県における病虫害の総合防除の推進に資するため、総合防除の実施に関する基本的な事項や具体的な総合防除の内容、効率的な防除指導を行うための実施体制等を定める。

2 計画の位置付け

本計画は、本県において利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等に基づく基本的な事項を示すものであり、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により、国の定める総合防除基本指針に沿って、かつ本県の実情に応じて策定するものである。

第1 総合防除の実施に関する基本的な事項

1 総合防除の実施方針

- (1) 本計画に定める総合防除の対象とする病虫害は、法第22条第1項及び植物防疫法施行規則第40条により農林水産大臣が定める指定有害動植物のうち、本県での防除指導が必要な病虫害とする（別表1）。
- (2) 病虫害の総合防除の推進に当たっては、病虫害の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断、駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、気象や農作物の栽培及び生育状況等の地域の実情に応じて、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

ア 予防に関する措置

耐病性・抵抗性品種の導入や土づくり及び適正な施肥を行うとともに、遊休農地、畦畔等の

雑草対策等は場内外の環境整備に努める。

イ 防除に関する措置の要否、実施時期の判断

農業試験場病害虫防除部が発表する発生予察情報等を活用し、防除の要否や防除適期を判断するとともに、農業者及び関係者によるほ場観察を強化し適時に適切な防除を行う。

ウ 防除に関する措置の実施

耕種的防除や物理的防除を導入するとともに、天敵製剤や微生物農薬、性フェロモン剤等を活用し、化学合成農薬に過度に依存しない防除を推進する。

エ 総合防除の推進

農作物の生産において、経済的損失が及ばない範囲で上記アからウによる総合防除を推進する。

2 農薬の適正使用および危害防止対策

- (1) 農薬による病害虫及び雑草の防除にあたっては、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）等の関係法令を遵守するとともに、農薬使用者の安全対策を講ずることはもちろんのこと、周辺の農作物や環境に危害が生じないように、十分な安全対策を講じる。
- (2) 農薬散布にあたっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）に基づき、近隣の住宅や学校、保育所、病院、公園などの公共施設、交通量の多い道路に農薬が飛散しないように十分な措置を講じる。また、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）に基づき、河川や水路等の公共用水域及び浄水場に農薬が飛散し、水質の汚濁が生じないようにする。
- (3) 事前に農薬散布する旨を周辺住民に周知するとともに、通勤・通学の時間帯を避け、自動車の通行状況等を考慮するなど、周辺の状況に配慮しながら防除を実施する。
- (4) 水稻・麦・大豆等で無人航空機により防除を行う場合は、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）、及び「長野県無人航空機利用空中散布作業指導要領」（平成 5 年 4 月 9 日付け農政部長通知）に基づき、実施するものとする。
- (5) 農薬安全使用の観点から、防除日誌を含めた栽培記録を記帳し、保管する。
- (6) 薬剤抵抗性の発達を回避するため、農薬使用者は、薬剤抵抗性や化学合成農薬の作用機構分類（RACコード）を理解し、作用機構の異なる薬剤によるローテーション散布を行う。また県は、農業者への最適な防除指導に資するため、各地域における病害虫及び雑草の薬剤抵抗性の発達の有無をモニタリングし、農業者団体等の関係者に情報共有するとともに、その結果を国に報告する。
- (7) その他、農薬の安全・適正使用に関することについては、「長野県農作物病害虫・雑草防除基準」に基づく。

3 その他全体事項

- (1) 農業試験場病虫害防除部は、1－(1)で定める病虫害のうち、発生予察事業の対象とするものについて、その発生状況を調査し、迅速かつ的確に発生予察情報等を提供するとともに、必要に応じ、農業農村支援センター及び病虫害防除員等と連携し、発生予察情報等に基づいた適時・適切な防除を指導する。
- (2) 県関係機関は、新たな病虫害の発生や、侵入警戒有害動植物等が確認された場合は、「重要病虫害発生時対応基本指針」（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）に沿って、速やかに通報をするとともに、関係機関・団体が連携し、まん延防止対策を講じる。
- (3) 指定有害動植物、侵入警戒有害動植物の定義を別表2に示す。

別表1 本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物（140種）

対象作物	指定有害動植物
いね	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、縞葉枯病ウイルス、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ、稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、白葉枯病菌、苗立枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌、紋枯病菌
むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌、さび病菌類
えんどう	萎ちょう病菌
だいず	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ、紫斑病菌
果樹（対象を定めないもの）	果樹カメムシ類
ばら科植物	クビアカツヤカミキリ
うめ	かいよう病菌、黒星病菌
おうとう	ハダニ類、灰星病菌
かき	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ、ハマキムシ類、炭疽病菌
キウイフルーツ	かいよう病菌
なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類、ハマキムシ類、赤星病菌、黒星病菌、黒斑病菌
ぶどう	アザミウマ類、晩腐病菌、灰色かび病菌、べと病菌
もも	シンクイムシ類、ハダニ類、せん孔細菌病菌
りんご	シンクイムシ類、ハダニ類、ハマキムシ類、黒星病菌、斑点落葉病菌
野菜（対象を定めないもの）	オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ
なす科植物	ナスミバエ
アスパラガス	アザミウマ類
いちご	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌
キャベツ	アブラムシ類、モンシロチョウ、菌核病菌、黒腐病菌
きゅうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌、べと病菌
すいか	アブラムシ類
だいこん	アブラムシ類
たまねぎ	アザミウマ類、白色疫病菌、べと病菌
トマト	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌
なす	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、うどんこ病菌、すすかび病菌、灰色かび病菌
ねぎ	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ、ネギハモグリバエ、黒斑病菌、さび病菌、べと病菌

対象作物	指定有害動植物
はくさい	アブラムシ類
ピーマン	アブラムシ類、うどんこ病菌
ほうれんそう	アブラムシ類
レタス	アブラムシ類、菌核病菌、灰色かび病菌
ながいも	アブラムシ類
ばれいしょ	アブラムシ類、ジャガイモシストセンチュウ、疫病菌
きく	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、白さび病菌
ちゃ	アザミウマ類、カイガラムシ類、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類、ハマキムシ類、炭疽病菌

別表２ 指定有害動植物及び侵入警戒有害動植物の定義

指定有害動植物	有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。
侵入警戒有害動植物	まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動物又は有害植物であって、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。 一 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの 二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

* 植物防疫法条文より抜粋（法第 16 条の 6 及び法第 22 条第 1 項）

第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

1 総論

- (1) 土壌診断に基づく適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土づくり、土壌の排水性改善、土壌や培地の消毒、健全な種苗、適切な育苗管理、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ、被害落葉等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等により、病害虫が発生しにくい生産条件を整備する。
- (2) ほ場内の見回りに加えて、必要に応じて粘着シートやフェロモントラップ等を設置し、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、農業試験場病害虫防除部や農業農村支援センター、JA等が発表する発生予察情報や過去の病害虫の発生消長、作物の生育状況や気象予報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。
- (3) 防除に当たっては、化学合成農薬のみに依存せず、病害虫の発生部位や発生株を適切に除去及び処分するとともに、天敵等の生物農薬や天然物質由来の農薬、物理的作用を持つ農薬（気門封鎖剤等）や防除器具（UV-BランプやLED防蛾灯等）を含めた、多様な防除方法を活用する。
- (4) 作物の生育及び病害虫の発生状況に合わせ、病害虫の被害を確実に抑えながら、薬剤の使用が最小限となるよう、使用基準（希釈倍率、使用液量、使用時期等）に従って農薬を適正に使用する。
- (5) 薬剤散布を実施する場合には、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯や遮蔽シート・ネットの設置など、適切な飛散防止措置を講じる。
- (6) 化学合成農薬を使用する場合には、個々の薬剤の効果特性を理解し、土着天敵や訪花昆虫への影響が小さい薬剤や選択性のある薬剤の使用により、土着天敵や訪花昆虫の保護に努める。
- (7) 化学合成農薬を使用する場合にRACコード等を確認し、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性又は薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- (8) 種子伝染性の病害について、採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
- (9) 農薬散布後は散布器具、ホース、ポンプ、タンク等の洗浄を十分に行う。残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川等に流入しないようにする。
- (10) 各農作業の実施日、病害虫の発生状況、栽培管理状況、使用した薬剤の名称、使用時期、使用量、散布方法等を防除日誌や作業日誌として記録する。
- (11) 県や農業者団体等が開催する病害虫の総合防除に関する研修会、農薬の適正使用に関する研修会等に参加する。

2 普通作物

(1) いね

ア 一般事項

【予防に関する措置】

- ・ けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している病害虫を駆除することにより密度低下を図る。
- ・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ・ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
- ・ 常発する病害虫に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。
- ・ 種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ・ 塩水選により、健全な種もみを選別する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。
- ・ 品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・ 平年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 病害虫の発生が認められた苗を速やかに処分する。
- ・ 代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・ 健全な苗を選抜し、移植する。
- ・ 品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。
- ・ 発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 県が発信する予察情報等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

イ 各論

指定有害動植物		総合防除の内容
い ね	イネドロオイムシ	【予防に関する措置】 ・ 越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。 ・ 適用のある育苗箱処理剤を施用する。 【判断、防除に関する措置】 ・ 発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	イネミズゾウムシ	【予防に関する措置】 ・ 適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・ 越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・ 深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・ 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。

指定有害動植物		総合防除の内容
い ね	コブノメイガ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	スクミリンゴガイ	①未発生ほ場の場合 【予防に関する措置】 ・水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・未発生の水田へ除草目的等で持ち込まない。 ・発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 ②発生ほ場の場合 【予防に関する措置】 ・苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。 ・冬季に耕起を実施する。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。 【判断、防除に関する措置】 ・苗の移植期前に水田や水路の成貝を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。 ・適期（苗の移植期まで）の薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、貝の行動を抑制するために、水深4 cm以下の浅水管理を実施する。
	セジロウンカ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 【判断、防除に関する措置】 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	ツマグロヨコバイ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入を防ぐ。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
	トビイロウンカ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。 【判断、防除に関する措置】 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。

指定有害動植物		総合防除の内容
いね	ニカメイガ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報等を参考に、第一世代を対象として薬剤散布等を実施する。
	斑点米カメムシ類	【予防に関する措置】 ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に薬剤散布等を実施する。
	ヒメトビウンカ（縞葉枯病ウイルス）	【予防に関する措置】 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入を防ぐ。 ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、本害虫のほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・秋季に、越冬場所となるけい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 【判断、防除に関する措置】 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	フタオビコヤガ	【予防に関する措置】 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
	稲こうじ病菌	【予防に関する措置】 ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・無病ほ場から採種する。 ・転炉スラグ又は生石灰を土壌に施用・混和する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。
	いもち病菌	【予防に関する措置】 ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・抵抗性品種を使用する。 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・補植用の取置苗は本病の発生源となることから、早期に除去する。（葉いもち） ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・多肥栽培は発病を助長するため、各地域の施肥基準に従って適正施肥を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発病株を抜き取る。（苗いもち） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。（葉いもち及び穂いもち） ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。県内では過去にキタジンP、カスガマイシン及びMBI-D剤に対する耐性菌の発生が確認されているため注意する。 ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。

指定有害動植物		総合防除の内容
い ね	ごま葉枯病菌	【予防に関する措置】 ・無病種子を使用する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	白葉枯病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・秋季に、越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
	苗立枯病菌	【予防に関する措置】 ・本病菌に汚染された床土を使用しない。 ・前年と同じ育苗箱を用いる場合には、使用前に消毒する。 ・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病株の抜取りを実施する。 ・発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて田植えを行う。
	ばか苗病菌	【予防に関する措置】 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを、種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。 【判断、防除に関する措置】 ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。
	もみ枯細菌病菌	【予防に関する措置】 ・無病ほ場から採種する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 ・多肥栽培は発病を助長するため、各地域の施肥基準に従って適正施肥を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	紋枯病菌	【予防に関する措置】 ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。

(2) むぎ

ア 一般事項

【予防に関する措置】

- ・窒素過多を避ける。

イ 各論

指定有害動植物		総合防除の内容
むぎ	赤かび病菌	【予防に関する措置】 ・無病種子を使用する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・開花期に薬剤散布を実施する。 ・降雨等の天候不順が続く場合には、発生予察情報を参考に追加の薬剤散布を実施する。 ・多発生ほ場の麦は健全な麦に混入しないように刈り分けを行う。
	うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・遅まきを避ける。 ・適正な種量を守る。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	さび病菌類	【予防に関する措置】 ・窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。 ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・早まきを避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。

(3) 豆類

ア 一般事項

【予防に関する措置】

- ・輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫が発生したほ場での連作は行わない。
- ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、病害虫の密度を低下させる。
- ・タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用を避ける。
- ・害虫（線虫）対策として、栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する。
- ・初期生育の確保や土壌伝染性の病害の予防のため、高畝栽培や畝立と同時に種を行う。
- ・健全な種子（特にウイルス病に関しては無病株から採取した種子）を使用する。
- ・種子消毒を行う。
- ・作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- ・適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。

- ・雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。
- ・栽培終了後、作物残さを集めてほ場で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。

【判断、防除に関する措置】

- ・ウイルス病や土壌伝染性の病害の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ・生物農薬を活用する。
- ・除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。

イ 各論

指定有害動植物		総合防除の内容
えんどう	萎ちょう病菌	【予防に関する措置】 ・えんどう以外の作物を輪作する。 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種子を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・直まきにより発病を遅らせ、発生度を低くする。 ・作業後は農機具を洗浄し、土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・は種前に土壌消毒を行う。 ・栽培期間中は、ほ場の見回り等による病徴の早期発見に努める。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場で適切に処分する。
だいず	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草（クローバー等のまめ科植物及びびなす科植物）の除草等を行い、アブラムシ類によって伝搬されるウイルス病の予防を図る。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・種子処理剤又はは種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	吸実性カメムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。
	フタスジヒメハムシ	【予防に関する措置】 ・種子処理剤又はは種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を行う。

指定有害動植物		総合防除の内容
だ い ず	マメシクイ ガ	【予防に関する措置】 ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を行う。
	紫斑病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する（県の奨励品種はいずれも抵抗性「強」）。 ・健全な種子を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・連作を避ける。 ・成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・被害茎葉を集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布を実施する。

3 果樹類

（１）一般事項

【予防に関する措置】

- ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。定植後は薬剤防除を実施する。
- ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫及び土着天敵を把握する。
- ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、有害動植物が発生しにくい環境を作るとともに防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。
- ・樹勢や根の活性を良好に保ち、病害の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。
- ・胴枯れ性病害の早期発見及び次期作における害虫（カイガラムシ類等）の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。
- ・越冬する害虫の抑制のため、産卵又は越冬できる環境（バンド巻き）を作り出し、集まった害虫を処分する。
- ・次期作における病害虫の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。
- ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。
- ・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。

【判断、防除に関する措置】

- ・病害虫の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
- ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。
- ・県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。

(2) 各論

指定有害動植物	総合防除の内容
対象植物を定めないもの	【予防に関する措置】 ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。有袋栽培が可能な品目・品種では袋掛けを行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。
ばら科植物	令和7年9月時点で本県では未確認のため、疑わしい症状・害虫を確認した場合は、農業試験場病害虫防除部に連絡し、以下の対応を行う。 【予防に関する措置】 ・周辺地域のさくら等を含めたばら科植物の被害の有無について、情報収集に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・被害樹の伐採・抜根を行う。伐採後の被害樹・せん定枝は放置せずに、適切に処分する。また、抜根できない場合には、伐採後にシート等で根を覆う。 ・伐採・抜根が困難な被害樹では、成虫の分散を予防するため、春季から夏季までにかけてネット巻きを行う。定期的に見回り、ネットの中に成虫を確認した場合には、速やかに殺虫する。 ・既発生地域の園地では、幼虫活動時期にこまめに園地内を見回り、フラスの有無を確認する。 ・幼虫に対して、幼虫活動時期に、薬剤を使用し、又は刺殺もしくは捕殺を行う。 ・成虫に対して、薬剤を使用し、又は捕殺を行う。 ・特定外来生物に指定されていることから、防除に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の遵守に留意する。
うめ	【予防に関する措置】 ・強風による傷から感染することから、防風垣や防風網等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・枝病斑が一次伝染源になることから、病枝はできるだけ切除し、適切に処分する。 ・園地の排水を良好に保つ。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	【予防に関する措置】 ・風通しや排水が不良な園地では多発しやすいことから、整枝せん定や排水対策を実施する。 ・枝病斑が一次伝染源になることから、病枝はできるだけ切除し、適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・春先から気温が高く、雨の多い年には、特に発生状況に留意する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、感染初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が樹冠内部まで十分に付着するよう丁寧に散布する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

指定有害動植物		総合防除の内容
おうとう	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	灰星病菌	【予防に関する措置】 ・本病菌の子実体防除のため、降雪地域では消雪後に園地の清掃を行い、全面を耕起することにより、地表面の乾燥を図る。 ・開花期までに消石灰又は苦土石灰を全面施用し、耕起を行う。 ・雨よけ資材による被覆や園地内の草刈り、シルバーシートの敷設等による適切な園地管理を実施する。 ・樹高を低くし、風通し及び採光の良い樹形にする。 【判断、防除に関する措置】 ・発芽前までに枯れ枝や樹上に残っているミイラ果（発病果）を除去し、園地外で適切に処分する。 ・生育期には花腐れ、葉腐れ及び発病果を除去し、園地外で適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・次期作の伝染源の低減のため、収穫終了後に発病果を摘み取り、園地外に搬出し、適切に処分する。
かき	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・県内のかきで発生する主要種はカキクダアザミウマである。 ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。なお、樹冠専有面積が大きいと効果がなくなることに留意する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類	【予防に関する措置】 ・新植及び改植時には、本害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 【判断、防除に関する措置】 ・休眠期（発芽前）に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。（フジコナカイガラムシ）

指定有害動植物		総合防除の内容
かき	カキノヘタムシガ	【予防に関する措置】 ・冬季に粗皮削りを行う。 【判断、防除に関する措置】 ・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
	ハマキムシ類	【予防に関する措置】 ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病菌	【予防に関する措置】 ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。 ・せん定時に病斑のある枝を切除し、適切に処分する。また、病斑のある果実は見つけ次第除去する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布予定日に降雨が予想される場合には、降雨前の散布を徹底する。
キウイフルーツ	かいよう病菌	【予防に関する措置】 ・二倍体品種は本病に対して感受性が高いことから、四倍体又は六倍体品種への更新を検討する。 ・本病の発生が疑われる園地に由来する苗や花粉等を利用しない。 ・感染した枝や葉は伝染源となることから、品種による感受性の違いを考慮して、発症していない部位まで大きく切り戻し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・発病樹の伐採やせん定に用いた器具、手袋、靴底等の消毒を行う。 ・せん定後は、必ず切り口に癒合促進剤を塗布する。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・園地の見回り等に基づき、発病が認められる前から、適期の薬剤散布等を実施する。 ・園地の見回りによって、樹液の漏出等の早期発見に努める。
なし	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、有効な浸透移行性薬剤の散布を行う。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
なし	カイガラムシ類	【予防に関する措置】 ・新植及び改植時には、本害虫が寄生していない健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 【判断、防除に関する措置】 ・休眠期（発芽前）に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	シンクイムシ類	【予防に関する措置】 ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になるため、切除する。 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・袋掛けを実施する。 ・受粉樹に残っている果実は、本害虫の発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） 【判断、防除に関する措置】 ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	ニセナシサビダニ	【予防に関する措置】 ・新梢が二次伸長しないよう、適正な施肥管理に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・休眠期（発芽前）に気門封鎖剤や水和硫黄剤を散布する。 ・徒長枝先端の葉や枝に寄生する機会が多いことから、薬剤散布を行う場合には、その部位に薬液が付着するよう、丁寧に散布する。 ・高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、展葉後早期に薬剤散布等を実施する。
	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・休眠期（発芽前）に気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハマキムシ類	【予防に関する措置】 ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
なし	赤星病菌	【予防に関する措置】 ・園地内及びその周辺へのびゃくしん類の栽植を避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	黒星病菌	【予防に関する措置】 ・本病菌に感染しにくい品種（「南水」、「天空のしずく（仮称）」など）の栽培を検討する。 ・剪定時には不要な枝を切除し、薬液がかかりやすく風通しがよい仕立てにする。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を行う。 ・薬剤散布予定日に降雨が予想される場合には、降雨前の散布を徹底する。 ・「幸水」、「豊水」は果実肥大期（「幸水」は満開後50～80日頃（6月中旬～7月上旬頃））に果実感染が起こりやすい。散布間隔に注意し降雨前の散布を徹底する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。県内ではベンゾイミダゾール系剤、DMI剤に対する耐性菌が確認されているため注意する。
	黒斑病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種（「幸水」、「豊水」、「天空のしずく（仮称）」など）の栽培を検討する。 ・窒素過多を避ける。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ぶどう	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。なお、開花期間中の下草や周辺雑草の刈り取りは雌成虫の果房への移動を助長するため、行わない。（チャノキイロアザミウマ） ・早期の袋掛けを行う。（チャノキイロアザミウマ） ・不要な副梢を速やかにせん定し、処分する。また、新梢（副梢含む）の伸長を助長するような多肥栽培は避ける。（チャノキイロアザミウマ） 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
ぶどう	晩腐病菌	【予防に関する措置】 ・窒素過多を避ける。 ・雨よけ施設の導入を検討する。 ・枝に残っている穂軸、巻きひげ、結果母枝の枯死部分等の除去を徹底し、越冬菌の密度低下を図る。 ・有袋栽培では、袋掛けが遅れないようにする。 ・袋掛けを行う際には、雨水の流入を防ぐため、口をしっかりと締める。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。また、発病果粒は除去する。 ・本病の発生源となることから、二番成り果房を除去し、適切に処分する。 ・発芽前の休眠期の薬剤散布を実施するとともに、落花後から袋掛け前までの薬剤散布を徹底する。
	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。 ・損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。 ・摘粒時にはさみで果粒を傷つけないよう注意し、除いた果粒を適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による発病果房の早期発見に努め、発生初期の薬剤散布等を実施する。 ・発病葉や発病果を速やかに除去し、園地外で適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	べと病菌	【予防に関する措置】 ・降雨が多い地域や常発園地では、雨よけ施設の導入を検討する。 ・園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。 ・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・薬剤散布を実施する場合は、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよう散布する。 ・本病の抑制には予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。県内ではQ o I 剤に対する耐性菌が認められているため、注意する。
もも	シンクイムシ類	【予防に関する措置】 ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから切除する。 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生前に設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・有袋栽培を行う品種では、袋掛けが遅れないようにする。 ・受粉樹に残っている果実は発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・もも園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） 【判断、防除に関する措置】 ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

指定有害動植物		総合防除の内容
も も	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	せん孔細菌病菌	【予防に関する措置】 ・病斑を見つけやすく、薬剤の付着しやすい枝の配置を意識したせん定を実施する。 ・被害の大きい地域や園地では、防風ネット、防風樹等による防風対策を実施する。 ・果実感染を防止するため、早期の袋掛けを行う。 ・園地内の排水を良好に保つ。 ・樹勢を健全に保つ。 ・多発地域では、作期を考慮した発生の少ない品種へ改植する。 ・発生源となる春型枝病斑の徹底した切除を実施する。また、切除した病斑部を園地外へ持ち出し、適切に処分する。春型枝病斑の発生が疑われる枝についても、切除を実施する。 ・春型枝病斑は長期間にわたって発生することから、病斑の切除は複数回実施する。また、樹冠上部の病斑の有無に留意する。 ・川沿いの園地、水田に隣接した園地など、湿った風が通る場所は、特に発病の有無に注意する。 ・地域全体で予防に関する措置を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・越冬伝染源の密度を低くするため、秋季防除を確実に実施する。
りん ご	シンクイムシ類	【予防に関する措置】 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生前に設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・有袋栽培を行う場合は、袋掛けが遅れないように実施する。 ・受粉樹に残っている果実は発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。 ・りんご園の近くの日本すもも、プルーンの防除を徹底し、被害果を適切に処分する。（スモモヒメシンクイ） ・りんご園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。（ナシヒメシンクイ） 【判断、防除に関する措置】 ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・普通樹では全面草生栽培を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・越冬卵が多い場合には発芽前にマシン油乳剤を散布する。（リンゴハダニ） ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。

指定有害動植物		総合防除の内容
りんご	ハダニ類	・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・また、樹冠内部にも十分薬液が到達するように、散布前に枝つり、徒長枝切りを励行する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハマキムシ類	【予防に関する措置】 ・主枝及び亜主枝上の不要な発育枝や、根際から出る枝を随時切除する。 ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・摘花作業時に、被害花そうを摘み取り処分する。 ・秋季には果実に接触している葉を摘み取る。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。
	黒星病菌	【予防に関する措置】 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・薬剤耐性菌が発生している地域から苗木、穂木等を導入する場合には、病徴のない健全な苗木等であることを確認する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・重要防除時期（展葉期から落花後まで）の薬剤散布を徹底する。暖冬により生育が早まると見込まれる場合には、防除適期を逸しないよう留意する。 ・薬剤散布予定日に降雨が予想される場合には、降雨前の散布を徹底する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。県内では、ベンゾイミダゾール系剤、DMI剤、QoI剤に対する耐性菌が認められているため、注意する。 ・これまで使用してきた薬剤の効果が低下した恐れがある場合には、薬剤耐性菌の発生を疑い、別の薬剤を選択する。
	斑点落葉病菌	【予防に関する措置】 ・不要な発育枝をせん除する。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・樹上部の徒長枝に多発している場合には、速やかに除去する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。県内ではイプロジオン、ポリオキシシンに対する耐性菌が認められているため、注意する。

4 野菜類

(1) 一般事項

【予防に関する措置】

- ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。

- ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- ・健全な種苗を使用する。
- ・病害虫の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む）。
- ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
- ・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、害虫の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。
- ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、病害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- ・土壌からの病害の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
- ・土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
- ・土壌伝染性の病害や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む）を実施する。
- ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害虫の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- ・雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- ・次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
- ・病害の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
- ・雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄、消毒する。
- ・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。
- ・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の害虫の発生密度抑制を図る。
- ・種子処理剤又は育苗期もしくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

【判断、防除に関する措置】

- ・県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
- ・生物農薬を活用する。
- ・発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ・ウイルス病、細菌病など回復が困難な病害による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。
- ・作物残さは病虫害の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。

(2) 各論

対象植物を定めないもの	指定有害動植物	総合防除の内容
	オオタバコガ	【予防に関する措置】 ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・寄生果を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。
	コナガ	【予防に関する措置】 ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・卵や若齢幼虫が寄生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部が食害された場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

指定有害動植物	総合防除の内容
対象植物を定めないもの	【予防に関する措置】 ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハスモンヨトウ	【予防に関する措置】 ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ヨトウガ	【予防に関する措置】 ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残さを適切に処分する。

指定有害動植物		総合防除の内容
なす科植物	ナスミバエ	令和7年9月時点で本県では未確認のため、疑わしい症状・害虫を確認した場合は、農業試験場病害虫防除部に連絡し、以下の対応を行う。 【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の野生の寄主植物を除去する。 ・成虫による果実への産卵を防ぐために、目合が1.6mm以下の防虫ネットにより被覆し、又は果実に袋掛けをする。 ・栽培終了後の株を放置せず、速やかに抜き取り、ビニール袋等に密封し、適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・ほ場の見回り等をきめ細かく行い、被害が疑われる果実、落下した果実又は収穫しない果実を放置せず、速やかにビニール袋等に密封し、適切に処分する。
アスパラガス	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・畦面及び通路へ敷きワラをするなど、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。少なくとも、定植初年目はマルチングを行い雑草の繁茂を抑制する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
いちご	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・雑草を発生源とするアザミウマ類の飛び込みを抑制するため、定植前からほ場内外の雑草防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート、高性能遮光遮熱資材等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発生初期に、薬剤散布を重点的に実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物	総合防除の内容
いちい コナジラミ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・密度が高まると防除が難しくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハダニ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、又は育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・施設栽培では、換気や風通しを良くする。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。なお、定植時に展開葉2葉残して摘葉することで本病の発生を軽減できる。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・紫外光線（UV-B）を活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
いちご	炭疽病菌	【予防に関する措置】 ・窒素過多を避ける。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。なお、化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。県内ではQ o I 剤に対する耐性菌が確認されているため注意する。 ・発生状況に応じて、太陽熱消毒等により適切な土壌消毒を行う。
	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 【判断、防除に関する措置】 ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
キャベツ	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバータープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	モンシロチョウ	【予防に関する措置】 ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ヘアリーベッチ、大麦等を使用したリビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ・ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	菌核病菌	【予防に関する措置】 ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。

指定有害動植物		総合防除の内容
キ ヤ ベ ツ	菌核病菌	【判断、防除に関する措置】 ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 ・発病が予測される場合は、定植時に苗灌注処理を行う。また、生育期で薬剤散布を行う際は地際部を重点的に実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黒腐病菌	【予防に関する措置】 ・種子消毒を行う。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・害虫の食害痕からの本病の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は本病の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・病害抵抗性誘導剤の苗処理を行う。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
き ゆ う り	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート、高性能遮光遮熱資材等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さをほ場外へ持ち出し適切に処分するか、もしくは防除薬剤による枯死株処理を行う。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に

指定有害動植物		総合防除の内容
き ゆ う り	アブラムシ類	薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	コナジラミ類	【予防に関する措置】 ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さをほ場外へ持ち出し適切に処分するか、もしくは防除薬剤による枯死株処理を行う。
	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	褐斑病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設内の換気をこまめに行い、通路にわら、もみ殻等を敷くことにより、高温・多湿を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・発病葉など作物残さをほ場外へ持ち出し適切に処分するか、もしくは防除薬剤による枯死株処理を行う。

指定有害動植物		総合防除の内容
き ゆ う り	褐斑病菌	・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。県内ではベンズイミダゾール系剤、ジエトフェンカルブ剤、SDHI剤、QoI剤に対する耐性菌が確認されているため注意する。
	炭疽病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・支柱等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・マルチの敷設により、地表面から本病菌の跳ね返りを防止する。 ・窒素過多を避ける。 ・雨よけ栽培を導入する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・多雨時に発病が多いことから、発生予察情報等を参考に、薬剤散布等を実施する。 ・発病葉など作物残さをほ場外へ持ち出し適切に処分するか、もしくは防除薬剤による枯死株処理を行う。
	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするため、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムや防消滴フィルムを活用する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	斑点細菌病菌	【予防に関する措置】 ・土壌水分の多いほ場で発生が多いことから、土壌水分を適正に維持する。 ・はさみ等の農業用資材をこまめに消毒する。 ・健全な種子を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病菌の跳ね返りを防止する。 ・発病ほ場では、ほ場をかん水した後、透明のポリマルチを被せることによる太陽熱消毒も活用する。 ・うり科作物との輪作を避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・定植時に植穴土壌混和处理剤を散布するなど生育初期の発生を抑制する。 ・作物残さを適切に処分する。
	べと病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な苗を使用する。 ・マルチの敷設を行う。 ・ほ場の排水を良好に保つ。

指定有害動植物	総合防除の内容
き ゆ う り	べと病菌 ・露地栽培では、雨よけを行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・施設栽培においては、換気を十分に行い、過湿防止に努める。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・露地栽培では、降雨後に多く発生することから、降雨の前後に薬剤散布を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
す い か	アブラムシ類 【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
だ い こ ん	アブラムシ類 【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
た ま ね ぎ	アザミウマ類 【予防に関する措置】 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・採種地では、アザミウマ類の被害により結実率が低下し採種歩合が低下するため注意する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
たまねぎ	白色疫病菌	【予防に関する措置】 ・被害の多いほ場及びその周辺や排水不良畑で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・1年から2年間の輪作を行う。 ・定植（移植）の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 【判断、防除に関する措置】 ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
	べと病菌	【予防に関する措置】 ・日陰や過湿地での栽培を避け、排水と通風を図る。 ・越年発病株を速やかに取り除く。 ・明暗きょにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 ・発生状況に応じて、苗床の土壌消毒を実施する。 ・苗床の発病株を適切に処分する。 ・前作での発病程度に応じて、連作を回避し（ほ場をローテーションする）、又はほ場での夏季の湛水処理を実施する。なお、多発地は2～3年休栽する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
トマト	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・雑草を発生源とするアザミウマ類の飛び込みを抑制するため、定植前からほ場内外の雑草防除に努める。ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート、高性能遮光遮熱資材等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。

指定有害動植物	総合防除の内容
トマト	・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	【予防に関する措置】 ・育苗施設には黄色粘着トラップを設置して成虫の発消長及び発生種を確認し、健全苗の確保に努める。 ・タバココナジラミの発生が確認された場合には、黄化葉巻病ウイルスの項目を参照する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・黄色粘着トラップを設置して成虫の発消長を把握する。 ・成虫密度の低下のため、粘着シート等を設置する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 ・肥料切れ等により株が弱ると発生が多くなるので、肥培管理に注意する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
疫病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。

指定有害動植物		総合防除の内容
ト マ ト	疫病菌	【判断、防除に関する措置】 ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。
	黄化葉巻病ウイルス	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・本病を媒介するタバコナジラミの防除を行う。 ・黄色粘着トラップを設置して成虫の発消長を把握するとともに、健全苗を使用する。 ・タバコナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバコナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培の場合は、開口部に0.4mm以下の目合いの防虫ネットを張り、開放状態にしない。また光反射マルチ資材や近紫外線除去フィルム等を設置し、成虫の侵入を防ぐ。 ・栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 ・栽培地周辺の雑草や野良生えトマトは、タバコナジラミの増殖源となるので適切に処分する。 【発生、防除に関する措置】 ・タバコナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき適期にタバコナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、罹病株は抜根し隔離して完全に枯死させる。 ・栽培終了後は、施設栽培の場合では、施設全体を密閉して蒸し込み処理（40℃、10日以上）を行い、タバコナジラミを死滅させる。また、残渣は速やかに適切に処分する。
	すすかび病菌	【予防に関する措置】 ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流動性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの本病菌の伝染を防止する。 ・幼果に残った花弁又は病斑部をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
ト マ ト	葉かび病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・病原菌は主に葉裏に寄生しているので、葉液が葉裏によくかかるよう散布する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
な す	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート、高性能遮光遮熱資材等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・土着天敵の保護及び活用のため、障壁作物を栽培する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、土着天敵への影響が小さい薬剤や、選択性のある薬剤を使用し、土着天敵を保護する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
なす	ハダニ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐ。 ・施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・発生施設では、栽培終了後に施設を密閉し、蒸込み処理を行い、施設外への分散を防止する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の宿主植物の除去を実施する。 ・風通しを良くするために、密植を避け過繁茂にならないよう、施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	すすかび病菌	【予防に関する措置】 ・密植及び過湿を避け、窒素過多にならないよう、適正な施肥管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。特に中・下位葉の葉裏に発病しやすいことに留意し、観察する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・花卉を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ねぎ	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・採種地では、アザミウマ類の被害により結実率が低下し採種歩合が低下するため注意する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培ではシルバーマルチによる被覆を、育苗施設では防虫ネットによる被覆及び施設周囲への光反射シートの敷設を行う。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。

指定有害動植物		総合防除の内容
ね ぎ	アザミウマ類	【判断、防除に関する措置】 ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・育苗期間中に、防虫ネット、ベタがけ資材等により被覆する。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ネギコガ	【予防に関する措置】 ・幼虫は葉内を加害することから、防虫ネット等の活用により、葉内への潜入防止に努める。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。
	ネギハモグリバエ	【予防に関する措置】 ・育苗施設では、施設開口部を防虫ネット、寒冷紗等により被覆する。 ・育苗施設では、施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 【判断、防除に関する措置】 ・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。 ・育苗施設では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。 ・被害葉及び作物残さは発生源となることから、速やかに適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	黒斑病菌	【予防に関する措置】 ・雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 【判断、防除に関する措置】 ・発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	さび病菌	【予防に関する措置】 ・雨よけ栽培を行う。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・窒素過多を避ける。

指定有害動植物		総合防除の内容
ね ぎ	さび病菌	【判断、防除に関する措置】 ・発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	べと病菌	【予防に関する措置】 ・雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良好に保つ。 【判断、防除に関する措置】 ・発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
は く さ い	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・結球内部に寄生すると防除が難しくなるとともに、品質の低下を招くおそれがあることから、結球前の防除を徹底する。特に、直は栽培では、生育初期で発生するとその後の防除が困難になるので注意する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ピ ー マン	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、シルバーテープ又は紫外線除去フィルム（施設栽培）を設置する。 ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネットや寒冷紗により被覆する。 【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	うどんこ病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・過繁茂を避け、日当たり及び風通しを良好に保つ。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、水管理に留意する。 ・窒素過多を避ける。

指定有害動植物		総合防除の内容
ピーマン	うどんこ病菌	【判断、防除に関する措置】 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ほうれんそう	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 ・施設栽培では、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
レタス	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により施設内への侵入を防止する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	菌核病菌	【予防に関する措置】 ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・高冷地では、冷雨が多いと急激に多発することがあるので注意する。 ・雨よけ栽培を行う。 ・施設やトンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 ・マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・夏季に湛水処理を行う。 ・栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。県内ではベンズイミダゾール系剤、ジカルボキシリミド系剤、ジエトフェンカルブ剤に対する耐性菌が確認されているため注意する。

指定有害動植物		総合防除の内容
レ タ ス	灰色かび病菌	【予防に関する措置】 ・多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、施設栽培での暖房機の積極的な稼働や、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。降雨等で地下水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 ・株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 ・施設栽培においては、紫外線除去フィルムを使用する。 ・傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 【判断、防除に関する措置】 ・病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。県内ではベンズイミダゾール系剤、ジカルボキシリミド系剤、ジェトフェンカルブ剤に対する耐性菌が確認されているため注意する。 ・作物残さを適切に処分する。

5 いも類

(1) 一般事項

【予防に関する措置】

- ・トラクター等の農機具の清掃を徹底する。

【判断、防除に関する措置】

- ・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

(2) 各論

指定有害動植物		総合防除の内容
な が い も	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・無病いもを用いる。 ・種いも生産ほ場では、目合いの細かい防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ば れ い し よ	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・無病種いもを用いる。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するために、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 ・ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

指定有害動植物		総合防除の内容
ば れ い し よ	ジャガイモシ ストセンチュ ウ	令和7年9月時点で本県では未確認のため、疑わしい症状・害虫を確認した場合は、農業試験場病害虫防除部に連絡し、以下の対応を行う。 【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いもを使用する。 ・農機具、長靴等を洗浄し、発生地域から未発生地域への土壌を介した侵入防止に努める。 ・輪作を実施する。 ・収穫後の野良いもを除去する。 ・土壌凍結を促進するため、雪割りを実施する。
	疫病菌	【予防に関する措置】 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全な種いもを使用する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・適正な施肥管理を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。 【判断、防除に関する措置】 ・土壌検診を実施し、早期発見に努める。

6 花き類

(1) 一般事項

【予防に関する措置】

- ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。
- ・健全な苗（親株）を使用する。
- ・病害虫に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。
- ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土及び資材を用いる。
- ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の発生を防止するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。
- ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により病害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。
- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- ・性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯等により、ほ場内への害虫の侵入を防止する。
- ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。

- ・ 土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
- ・ 土壌伝染性の病害や害虫（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び害虫（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む）を行う。
- ・ ウイルス、ウイロイドによる病害や細菌病の発生が懸念される場合には、伝搬させないように管理作業に使用するはさみ、手袋等の農業用資材の消毒等を行う。前作において病害が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。
- ・ 雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- ・ 栽培終了後の作物残さは、次作病害虫の発生及び伝染源となることから適切に処分する。
- ・ 雑草や土壌伝染性病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
- ・ 越年株等は病害虫の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。

【判断、防除に関する措置】

- ・ 生育初期において病害の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。
- ・ 発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、防除困難なウイルス、ウイロイドによる病害の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。
- ・ 県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ 土着天敵の発生が認められる場合には、土着天敵への影響が少ない薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
- ・ 生物農薬を活用する。

（２）各論

指定有害動植物		総合防除の内容
きく	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・ 挿し穂に供する芽は健全株から選ぶ。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。赤色系ネットを使用すると侵入防止効果が高まる。 ・ 施設栽培では、発生抑制のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・ 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・ マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 【判断、防除に関する措置】 ・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等、特に着蕾期は注意深く観察し早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	【予防に関する措置】 ・ 挿し穂に供する芽は健全株から選ぶ。 ・ ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。

指定有害動植物		総合防除の内容
き く	アブラムシ類	- 施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 - 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープを設置するか、風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 【判断、防除に関する措置】 - 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 - 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハダニ類	【予防に関する措置】 - ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 - 苗を介したほ場への持込みを防止する。 - 施設内温度が高いほど増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 - 施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日から10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 【判断、防除に関する措置】 - 乾燥時に多発する危険があるので注意する。 - 発生予察情報を参考に、特に乾燥する時期に多発する傾向にあるため、ほ場の見回り等注意深く観察し早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 - 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するように、丁寧に散布する。 - 施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。 - 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	白さび病菌	【予防に関する措置】 - 健全な親株を用いる。 - 育苗時の苗に発生させないように注意する。 - 抵抗性品種を使用する。 - 株元へのかん水を実施する。 - 施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 【判断、防除に関する措置】 - 発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 - 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。 - 薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

7 その他

(1) 茶

ア 一般事項

【予防に関する措置】

- ・病虫害の常発地域では、新植又は改植時に、該当する病虫害に抵抗性が高い品種を導入する。
- ・ツマグロアオカミカメ等の害虫への対策として、飛来及び増殖源となる園地内及びその周辺の雑草及び樹木を除去する。
- ・炭疽病、もち病等の病害への対策として、園地内に日陰が生じないように、周辺の樹木の伐採及

び枝管理を適切に行う。

- ・定植時及び幼木期には、各種資材、敷草等による畝間等のマルチングや機械除草により、適切な雑草の管理に努める。

【判断、防除に関する措置】

- ・園地内の病害虫及び土着天敵の発生状況及び生態を観察し、防除の要否及び薬剤の選択の参考とする。
- ・性フェロモン剤及び生物農薬を活用する。

イ 各論

指定有害動植物		総合防除の内容
ち や	アザミウマ類	【予防に関する措置】 ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等により新芽生育期の発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類	【予防に関する措置】 ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。 ・中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。 【判断、防除に関する措置】 ・寄生枝の直接観察、粘着シート又は発生予察情報等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。 ・ふ化期に茶の枝が常に濡れた状態になるよう、スプリンクラーで断続的に2週間程度散水し、ふ化阻害を図る。 ・卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長しロウ物質の介殻で覆われた後は、薬剤による防除適期ではなく、薬剤の効果が劣ることに留意する。 ・薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
	チャトゲコナジラミ	【予防に関する措置】 ・苗を導入する際には、寄生苗を持ち込まないよう本害虫の寄生の有無を確認する。 ・苗の生産を行う場合には、採穂園の防除を徹底するとともに、薬剤による挿し穂の浸漬処理を行う。 ・防虫ネットで被覆した施設の利用、無かん水挿し木法等により苗の育苗を行い、薬剤防除を徹底するとともに、箱に密閉し、出荷する。 【判断、防除に関する措置】 ・冬季に、気門封鎖剤を必要に応じて複数回散布する（冬季の散布は赤焼病の発生を助長することがあることに留意する。）。 ・発生状況に対応した薬剤散布等を行う。 ・深刈りせん枝、すそ刈り等を活用し、寄生葉の除去を行うとともに薬剤による防除効果の向上を図る。なお、時期により刈り落とした枝から成虫が羽化することに留意し、必要に応じて刈り落とした枝を、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・黄色粘着シート、直接観察、発生予察情報等により、防除適期である若齢幼虫発生期を把握し、薬剤散布を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、寄生部位である葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧に散布する。また、すそ重点散布法も検討する。

指定有害動植物		総合防除の内容
ち や	チャノホソガ	【予防に関する措置】 ・地域における発生時期を考慮し、早晩性の異なる品種の利用、整せん枝等を活用した作期移動等の耕種的手法を検討する。 【判断、防除に関する措置】 ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯又はフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質も考慮した防除を実施する。ただし、産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は若葉を食害することから、摘採が近い場合には、摘採により除去することも可能である。 ・生物農薬を活用する。 ・摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶の中に虫糞が混入しないよう、できるだけ早く摘採する。
	チャノミドリヒメヨコバイ	【予防に関する措置】 ・新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。 【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。 ・卵を上位2又は3葉間の節間に多く産むことから、摘採により除去する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハダニ類	【判断、防除に関する措置】 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・天敵農薬を活用する。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する。（カンザワハダニ） ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ハマキムシ類	【予防に関する措置】 ・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。 【判断、防除に関する措置】 ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯や、フェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学合成農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病菌	【予防に関する措置】 ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・園地内に日陰が生じないように、周辺の樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。 【判断、防除に関する措置】 ・整枝及びせん定により、発病葉を除去するとともに、日当たり及び風通しを良くする。 ・発生予察情報の確認や園地の見回りに基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

第3 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

1 異常発生時防除の内容

(1) 指定有害動植物のうち有害動物

まん延の様式		有害動物の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	・ 早期収穫する。 ・ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・ 農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。
自然分散	飛翔性	(短距離飛翔性) ・ 野菜等のアザミウマ類	・ 早期収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・ 農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。
		(長距離飛翔性) ・ オオタバコガ	・ 早期収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・ 農薬による防除を地域一斉に実施する。
	歩行性	・ いねのスクミリンゴガイ	・ 地域ぐるみでは場及び水路内の成員の捕殺を徹底する。 ・ 農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。
人為分散	土壌	・ ばれいしょのジャガイモシストセンチュウ	・ 発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 ・ 発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。 ・ 農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 ・ 地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 ・ 次期作に寄主植物の作付けを行わない。
	種苗	・ かきのカイガラムシ類	・ 地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・ 早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・ 発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・ 農薬による防除を地域一斉に実施する。

(2) 指定有害動植物のうち有害植物

まん延の様式	有害植物の例	異常発生時防除の内容
一般事項	—	・ 早期収穫する。 ・ 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株

			のすき込み等を徹底する。 ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水媒伝染	・りんごの黒星病菌 ・もものせん孔細菌病菌	・地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
	虫媒伝染	・いねの縞葉枯病ウイルス ・トマトの黄化葉巻病ウイルス	・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に当該病害を媒介する害虫の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・当該病害を媒介する害虫に対して、農薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土壌伝染	・キャベツの菌核病菌 ・いねの稲こうじ病菌	・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・農薬による防除（土壌消毒を含む）を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。
	種苗伝染	・いねのもみ枯細菌病菌	・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・農薬による防除（土壌消毒を含む）を地域一斉に実施する。 ・健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

2 実施体制

- (1) 県関係機関・市町村・関係団体は、法第 24 条第 1 項に基づき農林水産大臣から異常発生時防除の指示を受けたとき、本計画の第 4 に即し、相互に密接な連携を図るものとする。
- (2) 県は、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を把握した上で、法第 24 条第 2 項に基づき、速やかに、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、告示する。

第 4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

1 推進体制

本県における効果的な病虫害防除を推進するため、県関係機関（農業関係試験場、農業農村支援センター）、市町村及び関係団体等は、相互に密接な連携を図るものとする。

2 県関係機関・市町村、関係団体の役割

(1) 県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病虫害の防除を図るため、相互に情報を共有し病虫害の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じて関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

また、課題となる病虫害の防除技術の開発や総合防除の普及に関する考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT（情報通信技術：電子メール、SNS等）やプレスリリース、公式ホームページの活用を積極的に行う。

(2) 市町村

市町村は、総合防除計画に沿って農業者等へ総合防除の内容等を周知し、市町村区域内における病虫害防除の効果的な防除を推進する。

(3) 関係団体

関係団体は、県や市町村と連携し効果的な病虫害防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

第5 その他必要な事項

1 総合防除計画の見直しに関する事項

- (1) 最新の科学的知見並びに病虫害及び雑草の発生状況及び動向を踏まえ、必要があると認めるときは、計画を変更するものとする。
- (2) 計画を変更しようとするときは、関係市町村長及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体の意見を聴くよう努める。
- (3) 計画を変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告する。

2 指定有害動植物等の総合防除に関する参考資料

(1) 長野県IPM実践指標

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html>

(2) 長野県農作物病虫害・雑草防除基準

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku/bojokijun/index.html>

(3) 雑草対策に関する情報（雑草に関する研究成果）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/sakumotsu/index.html>

(4) 長野県農業試験場病虫害防除部ホームページ（発生予察情報、農薬の適正使用等）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo>

(5) 長野県農業関係試験場ホームページ（研究成果情報等）

<https://www.agries-nagano.jp/>

附則

令和6年3月29日 策定

令和7年10月7日 一部改正